

農地法の改正

解説

農地売買、貸借なき

簡易流通化をはかる

農地法の一部が改正されましたが、この十月一日から施行されることがあります。

農地法は、農地改革のねらいとして、昭和二十七年に制定されました。その後大幅な改正はされおりません。

しかし日本の経済は、近年大きな発展をみせ、とくに農業をめぐる情勢は、大きく変わってまいりました。

そこで、新しい事態に対応できるよう、農地法も新しい農業政策

の趣旨にそろそろ改められたものであります。

そこで、農地の売買や貸借などによる農地の流動化が容易に行なわれるようになりますが、改正の一つの目標になっているわけ

です。

以下、改正点のあらましを数回

にわたりて解説しますので、農

家の皆さん、ぜひお聴きのとき

もお読みください。

農業者の資格

農地の売買、貸借の手続き

農地法が認める農業者の資格

農地を買つたり、借りたりする

場合、經營面積が三十アールから

二十アール以下の時は、原則とし

て許可されません。

それがこんどは、すべ

て「種取後」の面積で、計算

するところになり、取得後五十ア

ル以上にならなければ、許可され

ないことになりました。

農地の売買、貸借

などの手続き

の間の耕作権は、貸借権

かく争争が起りがちなものです。

今回改訂では、農地の貸付

けを促進するため、十年以上の期

間定めた定期

賃貸借の更新拒絶

の更新拒絶

の更新拒絶